

# 株式会社 堀内組

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 7年 4月 1日 ～ 令和 10年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 女性には向かない仕事・職場であるとの意識が管理職や社員のなかにある

### 3. 目標と取組内容・実施時期

#### 目標1： 女性技術職を2名以上増やす。

- 令和 7年 4月～ 女性活躍推進チームの発足。
- 令和 7年 8月～ 女性技術社員を中心にインターンシップ・職場見学会の実施企画作成。
- 令和 7年 10月～ 女性の応募者を増やすために、ホームページ等での広報活動開始。
- 令和 7年 12月～ インターンシップ受入開始。
- 令和 8年 10月～ 実施状況から問題点を検証し、再企画立案、実施。  
(以降継続)

#### 目標2： 社員の有給休暇取得について、一人につき6日以上取得する。

- 令和 7年 4月～ 有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和 7年 5月～ 有給休暇取得に向け、社員への啓発活動を行う。
- 令和 7年 9月～ 有給休暇取得率が低い社員の所属長より取得に向けてのフォローをする。
- 令和 8年 1月～ 毎年、年間休日カレンダーに有給休暇取得推進日（リフレッシュ休暇）を定め、計画的な取得を促進する。  
(以降継続)